

報道関係者 各位

平成22年9月13日
年金局事業企画課
社会保険病院等対策室
(担当・内線) 管理官 末岡(3620)
室長 寺本(3623)
(電話代表) 03(5253)1111
(直通) 03(3595)2779
(FAX) 03(3503)6456

社会保険病院及び厚生年金病院の所在地方自治体 に対するアンケートの発出について

第175回臨時国会において、社会保険病院及び厚生年金病院を保有する、(独)年金・健康保険福祉施設整理機構(RFO)の設置期限を、平成24年9月末まで延長する法改正が行われました。

こうした中、社会保険病院及び厚生年金病院の所在地方自治体に対し、病院の譲渡等についての意向確認を行うため、別添のとおりアンケートを発出しましたので、お知らせいたします。

<アンケートの主な項目>

1. 地方自治体自らが、社会保険病院等を譲り受けることについて、どのように考えるか。
2. 地方自治体以外の法人(大学の設置者、公益性のある法人、医療法人など)が、社会保険病院等を譲り受けることについて、どのように考えるか。

等

社会保険病院及び厚生年金病院に関するアンケート

貴団体内に所在する社会保険病院又は厚生年金病院（社会保険病院等）に関して現況を把握するため、次の事項について御回答をお願いします。

その際に、複数の社会保険病院等が所在する場合は、それぞれについて御回答をお願いします。

(1) 地域医療における社会保険病院等の役割について

貴団体内に所在する社会保険病院等が地域医療において果たしている役割等について、貴団体の御見解をお伺いします。

質問1. 貴団体内に所在する社会保険病院等の名称をご記入下さい。

()

質問2. 貴団体内に所在する社会保険病院等が、現在、地域医療において果たしている役割について、ご記入下さい。

()

質問3. 貴団体内に所在する社会保険病院等に対して、今後、期待される役割について、ご記入下さい。

()

(2) 社会保険病院等の譲渡について

社会保険病院等の譲渡について、貴団体の御見解をお伺いします。

質問4. 貴団体が、貴団体内に所在する社会保険病院等を譲り受けることについての考えをご回答下さい。

1. 条件次第では譲り受けることを検討したい
2. 譲り受けることを検討する考えはない
3. その他 ()

質問5. 「質問4」で「2. 譲渡を検討する考えはない」又は「3. その他」を選択された場合、その理由をご記入下さい。

()

質問6. 貴団体以外の法人（大学の設置者、公益性のある法人、医療法人など）が、貴団体内に所在する社会保険病院等を譲り受けることについての考えをご回答下さい。

1. 必要な医療機能が維持されれば、社会保険病院等が譲渡されてもよい
2. 譲渡は望ましくない
3. その他 ()

質問7. 「質問6」で「2. 譲渡は望ましくない」又は「3. その他」を選択された場合、その理由をご記入下さい。

()

(3) 自治会など地域住民の方々の御意見について

貴団体に所在する社会保険病院等のあり方について、自治会など地域住民の方々からの要望の把握状況をお伺いします。

質問8. 平成20年10月以降、貴団体の社会保険病院等のあり方について、自治会など地域住民の方々から、何らかの要望を受けたことはありますか。

1. ある
2. ない

質問9. 「質問8」で「1. ある」を選択された自治体にお伺いします。要望はいつ受けましたか。また、どのような内容でしたか。複数ある場合には、全てご回答下さい。

1. 社会保険病院等は、公的な病院として存続すべきである

(把握した時期：平成 年 月)

2. 社会保険病院等は、存続すべきである(公的な病院とすべきか否かは触れていない)

(把握した時期：平成 年 月)

3. 貴団体に所在する社会保険病院等を廃止しても構わない

(把握した時期：平成 年 月)

4. その他()

(4) その他

質問10. その他、社会保険病院等をめぐって、貴団体からのご意見、ご要望等がありましたら、自由にご記入下さい。

()

質問は以上です。

なお、今後、御回答の内容等につきまして、直接、御連絡を取らせて頂ける連絡先を御教示願います。

【貴団体の担当】

- ・ 貴団体名 都道府県 市区町
- ・ 担当部局名
- ・ 課室名
- ・ 役職
- ・ 担当者名
- ・ 直通電話
- ・ メールアドレス
- ・ F A X

御協力ありがとうございました。

厚生労働省発社保第0306001号

平成21年3月6日

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構
理事長 水島藤一郎 殿

厚生労働大臣 舩添要一

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構における
社会保険病院及び厚生年金病院の譲渡等について

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）の達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）第3の1に規定する厚生労働省の方針を下記のとおり定めたので通知する。

貴職におかれては、社会保険病院及び厚生年金病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。）（以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等について、中期目標によるほか、この方針に沿って、地域の医療体制を損なうことのないよう十分に配慮して業務を行うよう努められたい。

記

1 機構における譲渡の基本的な考え方

機構における社会保険病院等の譲渡等に当たっては、年金資金等の損失の最小化を図ることに加え、地域の医療体制が損なわれないように十分に配慮することを基本とすること。

2 厚生労働省における譲渡対象施設の選定

厚生労働省において、地域医療の確保を図る観点に立って、各社会保険病院等が地域医療に果たしている機能を踏まえつつ、その所在する地域の地方公共団体（以下「所在地方公共団体」という。）の意見を聴取した上で、譲渡対象となる社会保険病院等を選定し、その名称を機構に通知する。

その際、所在地方公共団体から譲渡を進めるよう要望のあった社会保険病院等については、先行して譲渡を進めることとする。

3 機構における譲渡対象施設の取扱い

機構は、2の通知のあった社会保険病院等について、譲渡に向けた手続を開始すること。

その際、病院経営の安定性の観点から二以上の社会保険病院等を集団で譲渡することが適当である場合には、その方法により譲渡を進めて差し支えないこと。

4 社会保険病院等の譲渡の方法

社会保険病院等を譲渡する方法は、次のとおりとすること。

(1) 譲渡の相手方について

譲渡の相手方は、地方公共団体、公益性のある法人又は医療法人とすること。

(2) 入札の方法について

入札に当たっては、地域医療の確保を図る観点も踏まえ総合的に判断することとし、地域医療に貢献する運営について所在地方公共団体の意見も聴いた上で、一般競争入札を行うこと。

ただし、借地上にある社会保険病院等について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、一般競争入札によらず随意契約により譲渡すること。また、地方公共団体に運営を委託している社会保険病院については、当該地方公共団体との随意契約により譲渡して差し支えないこと。

(3) 譲渡条件について

社会保険病院等の譲渡後も維持されるべき医療機能を譲渡の条件とするに当たっては、所在地方公共団体の意見も聴きつつ、1に規定する譲渡の基本的な考え方を踏まえて条件を設定すること。

なお、厚生年金病院と連携を図っている保養ホームは、当該厚生年金病院と一体で譲渡すること。

5 その他

機構が社会保険病院等の譲渡等の業務を行うに当たり、この方針に定めのない事項については、1に規定する譲渡の基本的な考え方を踏まえた上で、中期目標で定めるところによること。



厚生労働省発社保第0306002号
平成21年3月6日

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構
理事長 水島藤一郎 殿

厚生労働大臣 舩添要一

厚生労働省における譲渡対象施設の選定について

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構における社会保険病院及び厚生年金病院の譲渡等について（平成21年3月6日付け厚生労働省発社保第0306001号）の記2の規定により、今般、厚生労働省において譲渡対象となる社会保険病院等を下記のとおり選定したので、通知する。

記

社会保険浜松病院（静岡県浜松市）

社会保険浜松病院に係る譲渡条件等

1. 譲渡条件

(1) 現病院について

移転用地に開設される病院（以下「新病院」という。）の開設までの間、健康管理センターの運営を継続すること。

(2) 新病院について

- ① 落札者決定日から起算して5年を経過した日又は移転用地の所有権が移転した日から起算して3年を経過した日のいずれか早い日までに新病院を開設すること。
- ② 新病院の病床数は、開設時に199床以上とすることとし、開設後2年以内に199床以上の病床を稼働させること。なお、病床の内訳については、一般病床を確保し、療養病床との組み合わせも可とする。
- ③ 新病院開設後2年以内に開放型病院の届出を行うこと。
- ④ 新病院開設時に内科の外来診療を行うこととし、新病院開設後2年以内に内科の他一科目以上の基本診療科目の外来診療を行うこと。
- ⑤ 新病院開設後2年以内に救急告示病院の認定を受けること。
- ⑥ 新病院開設後2年以内に浜松市から災害時の医療救護活動を行う救護病院の指定を受けること。

(3) その他

平成22年4月1日から起算して少なくとも10年間は上記(1)及び(2)に掲げるすべての条件を満たして病院の運営を行うこと。

(4) 譲渡条件の変更

- ① (1)から(3)までに掲げた条件について、落札者が内容の変更を求めた場合には、静岡県、浜松市及び機構の三者が承認する場合に限って、変更を行うことができるものとする。
- ② 機構の解散後は、法令により機構の地位を承継する者が本件における機構の地位を承継するものとする。

2. 浜松市及び静岡県の要望・意見

(1) 浜松市の要望

- ① 新病院の開設までの間、現病院において内科、外科又は整形外科などの外来診療の開始が望ましい。
- ② 従前からの地域医療の継続のため、新病院の開設後も現病院の敷地内又はその近隣において、内科、外科、整形外科などの診療所機能の確保を検討すること。

(2) 浜松市の意見

浜松市内における既存の医療機関との協調関係を損なうことがないよう、次のような連携体制を構築することができる法人が譲渡先となることが望ましい。

- ① 地域の病院、診療所と連携を図ること。
- ② 積極的に救急患者を受け入れるなど救急医療へ参加すること。
- ③ 市の委託事業の受託、市附属機関等の委員選出など浜松市の医療、福祉、保健において推進体制の一翼を担うこと。

(3) 静岡県の意見

西部医療圏において、社会保険浜松病院がこれまで担っていた医療機能を考慮し、二次救急医療への参加や、可能な限りの診療科の充実を望む。